

流通・取引慣行と競争政策の在り方に関する研究会（第１２回会合）議事概要

平成２９年６月１６日

公正取引委員会

１ 日時 平成２９年３月２３日（木）１５時２５分～１７時２５分

２ 場所 中央合同庁舎第６号館Ｂ棟１１階官房第１会議室

３ 出席者

（研究会委員）

座 長	土井 教之	関西学院大学名誉教授 イノベーション研究センター客員研究員 技術革新と寡占競争研究センター客員研究員
会 員	川濱 昇	京都大学大学院法学研究科教授
	滝澤 紗矢子	東北大学大学院法学研究科准教授
	武田 邦宣	大阪大学大学院法学研究科教授
	中尾 雄一	パナソニック株式会社アプライアンス社日本地域コンシューマーマーケティング部門コンシューマーマーケティングジャパン本部法務部法務課課長
	中村 美華	株式会社セブン&アイ・ホールディングス法務部法務シニアオフィサー
	丸山 雅祥	神戸大学大学院経営学研究科教授
	渡邊 新矢	外国法共同事業ジョーンズ・デイ法律事務所 弁護士

（事務局）

公正取引委員会事務総局 菅久経済取引局取引部長，佐久間官房参事官，
小林経済取引局取引部取引企画課課長補佐

４ 会議次第

（１）開会

（２）流通・取引慣行ガイドラインの改正（案）について

（３）閉会

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局経済取引局取引部取引企画課 電話 ０３－３５８１－３３７１（直通）
ホームページ	http://www.jftc.go.jp

5 議事概要

事務局から配布資料に基づき説明があり、その後、議論を行った。
各会員から出された主な意見の概要は次のとおり。

全体の構成について

- 第1部から第3部までの3部構成自体はよいが、第2部と第3部のタイトルに少し違和感があるため、色々な意見を聞きながら更に検討する必要があるのではないか。例えば、第2部の「取引先の選択」というタイトルは第1部第2の5の選択的流通との差が分かりにくいため、「取引先の選択に対する制限」などとするとも考えられる。
- 第2部第3の単独の直接取引拒絶は、垂直的制限行為の実効性確保のために行われる場合もあるが、そうでない場合も含むため、「～に対する制限」では全てを読み込めないということではないか。また、選択的流通は単独の直接取引拒絶に対応する行為と誤解されることがあったが、今回の構成によって、公正取引委員会が両者を異なる性質の行為として整理していることがむしろ分かりやすくなったのではないか。

第1部の1から3について

- 現状でこれ以上記載することが難しいことは理解できるため一つの意見として述べるが、垂直的制限行為に係る適法・違法性判断基準について、単に考慮要素を挙げるだけではなく、各要素が具体的にどのように評価されるかについて、もう少し丁寧な説明があったほうが事業者にとって分かりやすいのではないか。
- 一つの意見として述べるが、垂直的制限行為に係る適法・違法性判断基準の考え方を示した3（1）以降、「市場」という言葉が各所で使われているが、同（4）の「市場における有力な事業者」において始めてその考え方が記載されている。3（1）において、垂直的制限行為により影響を受ける範囲等を検討した上で当該行為の適法・違法性を判断するということを明確にするのであれば、当該範囲について、注でもいいので「市場における有力な事業者」における「市場」の考え方との関連付けを行ってもいいのではないか。
- 3（1）の注3において、直接的なネットワーク効果について「あるプラットフォームの利用者の便益・効用が、当該プラットフォームの利用者の増加によって向上するような場合」とあるが、「当該プラットフォームの利用者」では複数サイドの利用者全てが含まれてしまうため、「当該利用者グループに属する利用者」などとすべきではないか。
- 「市場閉鎖効果が生じる場合」とは、基本的には「新規参入者や既存の競争者が排除される又はこれらの取引機会が減少するような状態をもたらすおそれが生じる場合」であり、3（2）アに記載されている「事業活動に要する費用の引き上げ」や「新規参入等の意欲低下」は、その発生メカニズムの典型例であるということ

あれば問題ないが、例えば、「全国農業協同組合連合会に対する件」（平成２年（勸）第１号）では、全農がライバル会社を市場から排除するため、当該ライバル会社の親会社に対して経済上の不利益を与えることで、最終的にライバル会社が市場から撤退したということがあり、「事業活動に要する費用の引き上げ」や「新規参入等の意欲低下」以外の要因によって市場閉鎖効果が生じる場合もあり得るということに留意すべきである。

第１部第１から第３について

（仲間取引の禁止について）

- 第２の４（３）において、「仲間取引の禁止は、…競争制限に結びつきやすく」とあるが、これは、仲間取引が当然にそのような競争制限効果を持ち違法となることを意味するのではなく、その後ろに「これによって価格維持効果が生じる場合には、…違法となる」とあるように、具体的な事案に照らして価格維持効果の有無によって違法性が判断される行為類型であるので、例えば「競争制限に結びつく可能性があり」などとした方が誤解されにくいのではないか。

（抱き合わせ販売について）

- 第２の７（３）において、いわゆるアフターマーケットにおいて特定の商品を購入させる行為も抱き合わせ販売に含まれるとの記載があるが、流通業者が再販売を行うために商品を仕入れる場合に、ある商品の購入によりロックインが発生してアフターマーケットで特定の商品を購入させられるという状況が想定しにくいのではないかと。
- メーカーと流通業者間の関係だけではなく、例えば、エレベーターの保守業務において、メーカーが独立系保守業者への部品提供等を拒否することで、メーカー系列の保守業者との取引を強制するといった事例もあり得るのではないかと。

（選択的流通について）

- 第２の５において、「いわゆる『選択的流通』」と「いわゆる」が使われているが、「選択的流通」という文言は海外で一般的に使用されており、日本においても使われるようになってきているため、少なくとも項目のタイトルとしては「いわゆる」を削除した方がよいのではないかと。

その他

- 全体を通して、非常に分かりやすい作りのガイドラインになったと思う。ただし、最終的にこれが成案となった際に、事業者がこのガイドラインを読んで全て判断することは難しいと考えられるため、Ｑ＆Ａや解説など、より事業者が判断しやすくなるような対応を検討してほしい。

以上